

改正 平成一七年一〇月二一日三重県条例第六七平成一九年 三月二〇日三重県条例第五号

犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例をここに公布します。

犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例

犯罪のない、誰もが安全に安心して暮らせるまちは、県民すべての願いであるとともに、人々が社会経済活動をするうえで欠かすことのできない基盤の一つである。

しかしながら、近年の急激な社会環境の変化は、地域住民の価値観や生活様式を多様化させ、地域社会の連帯意識や公共空間における安全性を弱めるなど、地域社会における犯罪抑止の機能を低下させてつつある。

こうした状況は、本県においても例外ではなく、県民の社会経済活動や次代を担う子どもたちを取り巻く環境に重大な影響を及ぼしかねない事態となっている。

ここに、私たちすべての県民は、自らの安全は自らが守るという意識を持つとともに、犯罪を未然に防止する環境を整備することにより、地域社会全体が連携協力して犯罪のない安全で安心なまちの実現を図ることを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関し、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪を未然に防止する環境を整備するために必要な事項を定め、地域社会全体が連携協力して犯罪のない安全で安心なまちを実現することを目的とする。

(県の責務)

第二条 県は、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するに当たっては、県民、事業者及び市町と協力するとともに、必要な情報の提供、技術的助言その他の措置を講ずるものとする。

3 県は、第一項の施策の実施に当たっては、国及び市町との連絡調整を緊密に行うものとする。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

(県民の責務)

第三条 県民は、犯罪のない安全で安心なまちづくりについて理解を深め、日常生活における自らの安全の確保に積極的に努めるとともに、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するよう努めるものとする。

2 県民は、前条第一項の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、その事業活動に関し、犯罪のない安全で安心なまちづくりのために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、第二条第一項の施策に協力するよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第五条 県は、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するため、県、県民、事業者及び市町並びに関係団体が意見を交換し、及び相互に連携協力することができる体制を整備するものとする。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

(広報啓発)

第六条 県は、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関し、必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

(市町が実施する施策に対する支援)

第七条 県は、市町が実施する犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する施策について、必要な情報の提供、技術的助言その他の措置を講ずるものとする。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

(自主的な活動に対する支援)

第八条 県は、県民、事業者その他これらの者が組織する団体が行う犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する自主的な活動に対し、その活動を促進するため、必要な情報の提供、技術的助言その他の措置を講ずるものとする。

（学校等における児童等の安全の確保）

第九条 知事及び教育委員会は、公安委員会と協議して、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園、専修学校の高等課程、主として外国人の児童、生徒及び幼児に対して学校教育に類する教育を行う各種学校並びに児童福祉施設（次項及び次条第二項において「学校等」という。）における児童、生徒、幼児等（次条において「児童等」という。）の安全を確保するために必要な措置に関する指針を定めるものとする。

- 2 学校等を設置し、又は管理する者は、前項の指針に定める措置を講ずるよう努めるものとする。  
一部改正〔平成一九年条例五号〕

（通学路等における児童等の安全の確保）

第十条 知事は、教育委員会及び公安委員会と協議して、通学、通園等の用に供されている道路及び児童等が日常的に利用している公園等（次項において「通学路等」という。）における児童等の安全を確保するために必要な措置に関する指針を定めるものとする。

- 2 通学路等を管理する者、児童等の保護者、学校等を管理する者、地域住民及び通学路等の所在する地域を管轄する警察署長は、連携して前項の指針に定める措置を講ずるよう努めるものとする。  
（犯罪の防止に配慮した道路等の普及）

第十一条 県は、犯罪の防止に配慮した道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場（以下この条において「道路等」という。）の普及に努めなければならない。

- 2 知事は、公安委員会と協議して、道路等について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針を定めるものとする。
- 3 道路等を設置し、又は管理する者は、当該道路等を前項の指針に定める犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。  
（犯罪の防止に配慮した住宅の普及）

第十二条 県は、犯罪の防止に配慮した住宅の普及に努めなければならない。

- 2 知事は、公安委員会と協議して、住宅について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針を定めるものとする。
- 3 住宅を建築し、又は改修しようとする者、住宅の設計者及び住宅の工事の施工者は、当該住宅を前項の指針に定める犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。  
（犯罪の防止に配慮した自動車等の普及）

第十三条 自動車、原動機付自転車及び自転車（以下この条において「自動車等」という。）の販売を業として行う者は、その販売に際し、自動車等に対する犯罪を防止するための機器を装備することを勧めるなど、自動車等に対する犯罪の防止に配慮した自動車等及び機器の普及に努めるものとする。

（空地又は空家における犯罪防止の措置）

第十四条 空地又は空家を所有し、又は管理する者は、当該空地又は空家について、さくの設置、草刈り、出入口の施錠など犯罪を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（深夜物品販売を行う店舗における犯罪防止の措置）

第十五条 公安委員会は、深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。）における物品の販売（次項において「深夜物品販売」という。）を行う店舗における犯罪を防止するために必要な措置に関する指針を定めるものとする。

- 2 深夜物品販売を業として行う者は、前項の指針に定める措置を講ずるよう努めるものとする。  
（指針の策定手続等）

第十六条 知事、教育委員会又は公安委員会は、第九条第一項、第十条第一項、第十一条第二項、第十二条第二項及び前条第一項の指針（次項において「指針」と総称する。）を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、市町長の意見を聴くとともに、県民及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 知事、教育委員会又は公安委員会は、指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表

するものとする。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

附 則

この条例は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則（平成十七年十月二十一日三重県条例第六十七号）

この条例は、平成十八年一月十日から施行する。

附 則（平成十九年三月二十日三重県条例第五号）

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。